

愛知地方労働審議会 第 21 回家内労働部会

日 時 令和 4 年 11 月 2 日(水) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 15 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用中会議室

出 席 者

(公益代表委員) 上野委員、小野木委員、水野委員

(家内労働者代表委員) 菅沼委員、福岡委員、松下(克)委員

(委託者代表委員) 木全委員、太箸委員、松下(幸)委員

(事 務 局) 伊勢労働基準部長、高橋賃金課長、服部主任賃金指導官、木村課長補佐、
高橋賃金指導官、丹下賃金調査員

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について
(2) 令和 3 年度家内労働対策の結果について
(3) 令和 4 年度家内労働対策の基本方針について
(4) 第 14 次最低工賃新設・改正計画の策定について
(5) その他

議 事

○高橋賃金指導官

新型コロナウイルス感染予防の観点から、着座にて御案内申し上げます。愛知地方労働審議会第 21 回家内労働部会開催にあたり事務局より御案内いたします。本日御出席の委員の皆様におかれましては、入場時の手指のアルコール消毒及び検温に御協力いただきありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽板を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

本日の部会資料につきましては、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1 からNo.9 までを配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の部会につきましては、愛知地方労働審議会運営規程第 5 条により「会議は原則として公開する。」とされており、開催公告を行いました。傍聴希望者はありませんでしたので御報告いたします。また、同運営規程第 6 条第 1 項により「審議会の議事については議事録を作成する。」とされておりますので、議事録作成のために委員の御発言については録音させていただきますことを御承知願います。また、同条第 2 項により「議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。」とされております。

すので、部会長に御確認いただいた後に、議事録は完成次第、当局ホームページにて公開とさせていただきます。

それでは定刻となりましたので、ただ今より愛知地方労働審議会第 21 回家内労働部会を開催いたします。家内労働部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、公益代表委員は 3 名の委員全員が御出席、家内労働者代表委員は 3 名の委員全員が御出席、委託者代表委員は 3 名の委員全員が御出席、委員定数 9 名全員が御出席されております。これにより、地方労働審議会令第 8 条第 1 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、家内労働部会の委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料No.1 として、今年度御審議いただく委員の皆様の名簿をお配りしております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げて、御紹介とさせていただきます。

公益代表委員、上野千晴委員、小野木昌弘委員、水野有香委員

家内労働者代表委員、菅沼友香委員、福岡正俊委員、松下克裕委員

委託者代表委員、木全 浩委員、太箸俊一委員、松下幸央委員です。

よろしくお願いいたします。

事務局として労働基準部長伊勢、賃金課長高橋、主任賃金指導官服部、賃金課長補佐木村、賃金調査員丹下、そして私、賃金指導官の高橋が出席しています。それでは愛知地方労働審議会第 21 回家内労働部会開催にあたりまして労働基準部長の伊勢より御挨拶申し上げます。

○伊勢労働基準部長

着座にて御挨拶させていただきます。

愛知地方労働審議会第 21 回家内労働部会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、愛知労働局の行政運営に御理解、御協力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症が未だ予断を許さない状況が続いている中、家内労働部会への御出席を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

当部会は、愛知地方労働審議会の下に専門部会として設置されており、当局の家内労働行政全般について御審議を賜っているところであります。

本日は、「第 14 次最低賃金新設・改正計画(案)」につきまして、御審議いただきたいと思っております。

また、本日は、家内労働者の労働条件確保に係る愛知労働局の取組についても御説明させていただきます。家内労働全般について、委員の皆様のご忌憚りの無い御意見を賜れば幸いです。以上簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

○高橋賃金指導官

それでは議題に入ります。議題(1)「部会長、部会長代理の選出について」です。2ページの資料No.2を御覧ください。部会長の選出につきましては、3ページの地方労働審議会令第6条第4項におきまして、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定され、部会長代理につきましては、同条第6項により、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者」とされています。愛知地方労働審議会におきましては、従来から公益委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高橋賃金指導官

ありがとうございます。公益委員による選出結果は予め公益委員から御報告をいただいております。部会長は小野木昌弘委員、部会長代理は水野有香委員との御報告を受けています。委員の皆様御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高橋賃金指導官

ありがとうございます。御承認による選挙により、本部会の部会長は小野木委員、部会長代理は水野委員が選出されました。それでは、部会長、部会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

(名札を設置)

○高橋賃金指導官

それではここで、小野木部会長、水野部会長代理から御挨拶をいただきます。小野木部会長、よろしくお願いいたします。

○小野木部会長

こんにちは。ただ今御承認いただきました、小野木と申します。この御時世で家内労働部会、働く人たちというのは一作業、一単位であるとか、場合によっては何十銭という工賃で働いている、言ってみれば非常に力の弱いと言ったら失礼な言い方かもしれませんが、弱い立場の労働者かと思えます。その弱い立場の労働者を、委託業者の方々が包み込むようにして、

委託されているのだと思います。政情不安等によって、物価が上がったり様々な経済情勢がありますが、働く委託労働者、それから委託者側、それぞれがハッピーになれるようなサポートをこの部会ができればと思っております。

具体的には本年度から3か年、令和4・5・6年の3か年の基本計画をまず今日は審議することが一番重要だと聞いております。よろしく申し上げます。

至りませんが、皆様の御協力をよろしく申し上げます。以上です。

○高橋賃金指導官

ありがとうございます。水野部会長代理、よろしくお願ひいたします。

○水野部会長代理

水野有香です。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨今、物価が高騰し続けており、先ほど小野木委員がおっしゃったように家内労働者は弱い立場にあり、生活の厳しさが増えています。また、委託業者も厳しい状況にあると思えます。この部会で、現状を踏まえしっかり話し合っ、家内労働をより良いものにしていければと思っております。昨年度、実際の作業を拝見することは事情によりかたないませんでした。愛知労働局の職員の皆さまが丁寧に調査していただいた結果を、本日お聞きできると伺っております。そのデータをもとに、しっかり議論していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋賃金指導官

ありがとうございます。それでは以後の進行につきまして、小野木部会長よろしくお願ひいたします。

○小野木部会長

それでは、議事に入ります。議題(2)「令和3年度家内労働対策の結果について」事務局から説明してください。

○高橋賃金課長

賃金課長の高橋でございます。着座にて失礼申し上げます。

本日家内労働部会に初めて御出席いただいた委員の方もおられますので、まずは、当家内労働部会の位置づけや役割等につきまして、概略を説明させていただきます。

それではまず、お手元の資料6ページ、資料No.3の「地方労働審議会組織図」を御覧いただきたいと思ひます。

厚生労働省組織令第156条の2に基づき、全ての都道府県労働局に「地方労働審議会」が設置されています。

地方労働審議会は、都道府県労働局が行う労働行政全般について御意見をいただく場として設置され、その下に専門性の高い特定の事項について御意見をいただく場として、地方労働審議会令第6条第1項及び愛知労働局では愛知地方労働審議会運営規程第9条に基づき、労働災害防止部会、家内労働部会、港湾労働部会の3部会が設置されています。

地方労働審議会と3部会は、常設部会であり、委員の任期は2年間、今期は、令和3年11月5日から令和5年11月4日までの2年間となります。ここで言います「委員」とは地方労働審議会の本審の委員の方であり、臨時委員の方の任期は「任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき」とされております。

なお、家内労働部会の運営規程については、資料5ページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。以上が家内労働部会の位置づけ・役割等の概略です。

続きまして「令和3年度家内労働対策の結果」について、説明させていただきます。7ページの資料No.4「令和3年度家内労働の現況」を御覧いただきたいと思います。例年、愛知労働局管内の家内労働の現状や家内労働対策の前年度の状況を年度の初めに取りまとめて作成しております。

まず、8ページから御説明いたします。「愛知県の家内労働」は、令和3年度の家内労働における家内労働の現状についてまとめたものです。

令和3年の愛知県内には家内労働者に直接仕事を委託する委託者の数は329、家内労働者は7,131人。同居の親族で家内労働者の従事する業務を補助する補助者は337人となっております。前年比で申し上げますと、委託者は31の減少、家内労働者は1,033人の減少、補助者は22人の減少となっております。家内労働者・補助者を合計いたしました「家内労働従事者」としては、前年比で1,055人の減少、7,468人となりました。

家内労働従事者を性別で見ますと、女性が6,504人と全体の87.1%を占めており、全国合計での女性の占める割合とほぼ、愛知労働局は同じとなっております。

家内労働従事者数は資料8ページの表1にありますとおり、減少傾向にありまして、令和3年が過去最少となっておりますが、全国の家内労働従事者数100,462人に占める割合、こちらは東京都の9パーセント、大阪府の7.6パーセントに次ぐ7.4パーセントと、愛知労働局全国第3位となっております。

9ページの「図1」は、愛知県の地図に愛知県内における家内労働の地域的分布を示したものです。

尾張地方は毛織物、ニット、婦人服、三河地方は車両電気配線、がん具花火、瀬戸と常滑は陶磁器など、一般的な産業分布と同様な状況となっております。ここに記載されている地場産業以外にも県内では、多種多様な内職が行われており、珍しいところでは、缶バッチの制作や、シソの葉の結束、エビの頭取りなども委託されています。

10ページの図2は、令和3年度家内労働概況調査における業種別の家内労働従事者数を円グラフにしたものです。

最も従事者数が多いのは「ゴム製品製造業」で1,252人、比率で申し上げますと16.8%と

なっています。次いで、「繊維工業」が1,074人、「電気機械器具製造業」が966人となっています。

10ページ中段からの「災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員」の表第2「愛知県内における家内労働による災害(疾病)発生状況(休業4日以上)」こちらを御覧ください。

家内労働の中には、研削盤やプレス機械、火薬、有機溶剤や鉛などの危険・有害作業も行われています。この表2は、過去に発生した災害や疾病の一覧ですが、後遺症を伴う重篤な災害も散見されています。家内労働者において万が一災害が発生した場合は、家内労働死傷病届を提出することになっております。表の最下欄に記載された平成30年3月発生のプレス災害以降、家内労働死傷病届の提出はなく災害発生は把握されていません。

11ページを御覧下さい。厚生労働省では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、家内労働安全衛生指導員制度を設け、都道府県労働局に同指導員が配置されています。令和3年度、愛知局においては、社会保険労務士資格を持つ2名と元職員、労働基準監督官1名の合計3名を指導員に委嘱し、1名当たり年間16日の活動人日で、委託者及び家内労働者を訪問し、個別指導を行いました。なお、令和4年度、今年度につきましては、更に1名増員し、4名体制で個別指導を実施しているところです。

指導員訪問時には、お手元に資料として配付した「家内労働のしおり」や、委託者向けや家内労働者向けの「災害防止対策ハンドブック」を持参し、懇切かつ丁寧に説明を行って内容を御理解いただいているところです。また、家内労働者の方が安全で健康に働くために役立つ情報などを、イラストを交えて分かりやすく掲載したポータルサイト「家内労働あんぜんサイト」、これは2018年2月に開設されたものですが、こちらの御紹介も実施しております。お配りした一枚物のリーフレットにそのトップページのイメージイラストが掲載されています。

令和3年度の家内労働安全衛生指導員の活動状況を、11ページの表3として掲載しております。過去3年間に指導員による指導を行っていない委託者を対象として、動力を用いる織機及び縫製にかかわる作業、陶磁器製造にかかわる作業など、危険有害業務を有する委託者を中心に、委託者・家内労働者を合計で、29件の訪問を実施いたしました。

家内労働手帳や委託状況届について、少し説明させていただきます。お手元に参考資料として配付しております「家内労働のしおり」を御覧ください。赤いフォントで表題が書かれており、内職をされている方のイラストが表紙にあるパンフレットになります。

5ページを見ていただきますと、こちらが家内労働手帳になります。委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をする都度、必要事項を記入しなければならないと定められています。その見本が、御覧いただいている「基本委託条件の通知」というものになっております。

手帳という表現からしますと、この「基本委託条件の通知」は手帳とは違うのではないかと、と思われるかもしれませんが、通知の左上を見ていただきますと、小さい字で伝票式家内労働手帳と記載されていることが御確認いただけるかと思えます。家内労働手帳は、法令で定

める事項が記載されていれば、形式は任意となります。昨年度は 10 件、家内労働手帳にかかる指導を実施させていただきました。こちらは全件改善いただいているところです。

次に、委託状況届です。18 ページの下のところに掲載させていただいております。委託者は、家内労働法という委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年 4 月 1 日現在の状況について同月 4 月 30 日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を、管轄する労働基準監督署に提出しなければならないこととされています。

家内労働安全衛生指導員が確認したところ、この届出の未提出が 3 件ありました。指導をいたしまして、こちら全件改善いただいております。

続いて、帳簿です。これは 19 ページの下の欄のところに、「委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿をつくって、備えつけていなければなりません」と記載があります。この帳簿の備えつけについては、指導事案はございませんでした。

いずれの指導事項につきましても、指導員の適切な指導により、全件、改善されていることを改めて御報告させていただきます。

次に、先ほどの資料、「家内労働の現況」にお戻りいただきまして、11 ページの「3 家内労働者の労災保険」について説明させていただきます。

家内労働者は、労働基準法における労働者ではありませんので、工作中的負傷や有害物質に暴露したことによる疾病などが万が一発生したとしましても、労働者災害補償保険の補償の対象にはなりません。

この点について、厚生労働省では、中小事業主の特別加入や建設現場等の一人親方などと同じく、家内労働者においても特別に労働者とみなして補償する制度である「特別加入制度」を設けています。

加入手続きは、家内労働者の団体を作り、その団体を事業主とみなして、愛知労働局長が家内労働者団体として認可した場合に、団体の構成員である家内労働者が、その団体を通じて特別加入できる制度になっています。

愛知県の場合、11 ページの表 4 にありますとおり 1 団体、9 人の加入にとどまっています。9 名のうち 1 名は補助者の加入です。

これまで説明させていただきました事項は、「令和 3 年度家内労働対策の基本方針」に基づき実施した内容です。事務局からの説明は以上です。

○小野木部会長

ありがとうございました。ただ今説明のありました「令和 3 年度家内労働対策の基本方針の結果」について、御質問等がありますか。

(質問なし)

○小野木部会長

家内労働者側委員いかがですか。

(質問なし)

○小野木部会長

委託者側委員いかがですか。

(質問なし)

○小野木部会長

何かありましたら、その都度言っていただければ結構です。

それでは、御質問等ないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題(3)「令和4年度家内労働対策の基本方針」について、事務局から説明をお願いします。

なお、議題(4)の「第14次最低工賃新設・改正計画の策定」についても基本方針の(案)の2「最低工賃の改正等」に包含されていますので一括して御審議いただければと思います。

○高橋賃金課長

それでは事務局から続きまして、説明させていただきます。

令和4年度の家内労働対策の基本方針について、説明させていただきます。13ページの資料No.5「令和4年度の家内労働対策の基本方針(案)」を御覧ください。内容的には、令和3年度のものとはほぼ同じですが、毎年、基本方針(案)を家内労働部会でお示しし、委員の皆様方の御意見をお聞きしたうえで、愛知労働局の基本方針の成果を得ることとしております。

1の家内労働法の周知・広報の実施について御説明いたします。

①の委託状況届の提出の周知につきましては、把握する全ての委託者に対し、郵送にて委託状況届出様式及び関係リーフレット等を送付しており、本年度もこれを継続いたします。また、愛知労働局ホームページにも届出様式を掲載しております。

②の最低工賃の周知から⑥の労災保険特別加入制度の周知及び加入促進までは「家内労働あんぜんサイト」を案内することにより周知啓発を行ってまいります。

⑦の「インチキ内職」につきましても、説明させていただいた家内労働あんぜんサイトを案内することによる周知・啓発を継続実施いたします。同サイトには都道府県労働局・監督署の連絡先リンクが掲載されており、個別の相談・申告事案がありましたら的確に対応してまいります。

2の最低工賃の改正等につきましては、御案内いただきましたとおり後ほど御説明させていただきます。

3の安全衛生の確保につきましては、先ほど家内労働安全衛生指導員の活動の中で説明さ

せていただきましたとおり、令和4年度は1名増員の4名体制とし、家内労働者の安全衛生の確保及び健康保持を引き続き的確に指導してまいります。事務局からの説明は以上です。

○小野木部会長

ありがとうございました。2の最低工賃の改正等を除き、ただ今説明がありました「令和4年度の家内労働対策の基本方針(案)」について、御質問等はありませんでしょうか。

(質問なし)

○小野木部会長

1で①から⑦はサイトでと今おっしゃいましたが、これは委託者側委員の方々はサイト、ホームページについては御承知されているのですか。

○高橋賃金課長

はい、お手元に資料としてトップページにあるものを昨年もお配りしております。

○小野木部会長

はい。それから、家内労働安全衛生指導員というのは、今年度はプラス1ですね。

○高橋賃金課長

はい、すでに活動はしております。

○小野木部会長

ああそうですか。これは今年から初めて4人になったのですか。

○高橋賃金課長

そうです。

○小野木部会長

何か御質問はありますか。

○水野部会長代理

今の件について、4名に増員した理由をお聞かせください。

○高橋賃金課長

労働基準監督官が家内労働をのみを目的として調査権限を行使するという機会は減少して

おりますので、そこを補填するという意味合いと、地域的な偏在がないように愛知県内それぞれの活動拠点の方々をまんべんなく、どこの地域が重い軽いということがないように、配置させていただいたところでは。

○水野部会長代理

はい、わかりました。ありがとうございました。

○小野木部会長

委託者側は何か御質問はありますか。

(質問なし)

○小野木部会長

ありがとうございます。今のところは御質問等がないようですので、続けて議題(4)「第14次最低工賃新設・改正計画の策定」について、これはメインイベントですね。事務局から説明をお願いします。

○高橋賃金課長

それでは、令和3年5月19日に開催されました第20回家内労働部会審議結果概要から改めて説明させていただきます。

現行の愛知県車両電気配線装置最低工賃の規格につきましては、カプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの3業務の内容及び区分に応じて、それぞれの規格に合致した単一業務を対象に1本あたりの最低工賃を設定しているものでありますが、前回の部会審議において、これらの最低工賃にかかる規格が、家内労働者が実施している現状の作業実態と必ずしも合致していないのではないかという御指摘をいただきました。

部会結論といたしましては、全会一致で第13次期間中の改正を見送るとともに、実態に合う新業務のカテゴリー分けが可能か否か検討を行うこととされました。

20ページ資料No.9「(車両電気配線装置製造業)単一・複合業務従事家内労働者数」という表題を御覧ください。事務局では、令和3年7月から同年12月17日にかけて、令和2年度の実態調査の回答内容について、委託者14社を対象に再度実地調査を実施いたしました。実地調査結果を表に取りまとめたものが、御覧いただいている資料No.9となります。なお、会社名ではなく、御覧いただきますとおりA社、B社などの記号表記とさせていただいておりますので御了承いただきたいと思っております。表の左下に記載の脚注を御覧いただきますとおり、黄色で塗りつぶした箇所は、最低工賃が設定されている「カプラー差し」、「チューブ通し」、「防水栓通し」の3業務の業務名及び当該業務に従事する各社毎の家内労働者数となります。ピンク色で塗りつぶした箇所は、最低工賃が適用される業務を委託する委託者となります。

実地調査を実施した結果、現行の最低工賃が適用される単一業務を委託する業者は、ピンク色で塗りつぶした A 社、B 社、D 社、H 社の合計 4 社のみということが確認されました。また、最低工賃が設定されている「カプラー差し」、「チューブ通し」、「防水栓通し」の 3 業務を行う家内労働者数合計は、黄色の塗りつぶしの一番下の行となる「最低工賃適用単一業務計」の合計欄にありますとおり、117 人であることを確認いたしました。

前回の部会で実態把握が必要とされた複合業務については、御覧いただいている表の下に記載しています。複合業務の小計は下から 2 行目、168 名となっております。複合業務の委託者については 10 社となります。

また、左端の複合業務「カプラー差し」から始まる業務数は 22 となります。

委託者別合計では、A 社はありませんでしたので、B 社は 15 名、C 社は 2 名、E 社は 37 名、G 社は 3 名、H 社は 8 名、I 社は 9 名、J 社は 9 名、K 社は 42 名、M 社は 38 名、N 社は 5 名でした。

複合作業に係る最低工賃の規格新設が可能か否かの調査を事務局として求められたところですが、最低工賃の新設につきましては、昭和 58 年 10 月 13 日付け基賃発第 14 号通達に基づき、当該業務に従事する家内労働者が 300 名程度必要とされており、業務別で最も従事者数が多い表の下から 6 行目の「圧入作業(インナーに端子挿入+ポッティング前作業)」こちらを御覧いただいても、58 名のみであり、業務分けを行わず、すべての複合業務従事家内労働者合計でも冒頭申し上げました 168 名ということで、300 名には届かないということから、残念ながら新設は困難な状況であることが確認された旨を御報告いたします。

以上が、前回部会での審議経過の概要及びその後の事務局で実施しました実地調査結果の概要となります。御報告は以上です。

○小野木部会長

ここまでの事務局からの説明でご質問等がありますでしょうか。

○松下(克)委員

いいですか。

○小野木部会長

どうぞ。

○松下(克)委員

今回は、新設するか否かの話し合いなのですよ。

○高橋賃金課長

はい。

○松下(克)委員

添付されていた工賃自体の話はしないということですか。

○高橋賃金課長

従来から設定されている最低工賃について、この3年間での中に入りますので、ここを御審議いただくと。

○松下(克)委員

額面的な話はしないと。

○高橋賃金課長

本日はですか。

○松下(克)委員

本日。

○高橋賃金課長

はい。

○松下(克)委員

わかりました。

○小野木部会長

もう一度、額面ではなくて表についてであることを、簡単に説明していただけますか。つまり、最低工賃の金額は今日は決めないということ。

○高橋賃金課長

金額につきましては、最低工賃専門部会での審議となりますので、本日は、その3年間の計画の中に次回の実態調査、改定が盛り込まれていますので、そちらについて御承認をいただければということになります。

○松下(克)委員

もう少しよろしいですか。そうすると今、冒頭、部会長がおっしゃったとおり、弱い人を守ろうとした時に、このカテゴリー的にあったほうが良いという話で進んできたと思うのですね。そうすると、カテゴリーを作って守らないという結論に至ると、じゃあその人をどうやっ

て守るの?という話はもうしない。

○高橋賃金課長

新設についてという。

○松下(克)委員

新設で守るということですね。工賃を作って守るという意味合いだと思っているのですね。このカテゴリーを作るということは。そうするとそれを作らないとなるとどうやってその人たちの工賃を保障するのか、守っていくのかというところになってしまうと思うのですが、そこは違いますか?作らないのは別に責めないです。作って守ろうという話だったのなら、ちょっとモヤモヤしています。

○高橋賃金課長

そちらのほうが多いのではないかと御指摘をいただいて、複合のほうがですね。

○松下(克)委員

で、工賃作ろうですね。

○高橋賃金課長

それで調べた中で人数的に達しないので、そこは作れないと。

○松下(克)委員

それはルールでそうなっていますと御説明いただきましたので、その作ろうと思ったきっかけは単純な人数だけの話なのか、最低工賃を保障するためにあったほうがいいのではないのかという話なのか、というところがちょっと理解できなくて。

○高橋賃金課長

そもそもが単一業務ではなくて、複合業務のほうが多いのではないかと御指摘をいただいて実態を調べたというのが発端です。

○松下(克)委員

その多いからというのは、工賃を作るところには結びつかないという理解でいいですか。

○高橋賃金課長

工賃を作る。

○松下(克)委員

人が多いから、それに見合うようなカテゴリーを作って。

○高橋賃金課長

作るべきではないかという御指摘をいただきましたところ、調べた中でいくと、単一業務、この表で見えていただくとおり、ほぼほぼイーブンですけれども 22 の業務が分かれていて、工賃設定が事実上困難ということです。

○松下(克)委員

わかります。スタート地点がいまいちよくわからなくて、単純に人数がいるから作ろうという話にはならないと思うのですけれども、人数がいるから最低工賃を作って、先ほどの指導員の方が見えて、というそういう話ではないですか。

○木村課長補佐

僭越ながら私のほうから説明させていただいてよろしいでしょうか。

○松下(克)委員

いいですか。

○木村課長補佐

そもそも発端はすでに私どものところで単一業務という形の最低工賃の設定がなされており、それにつきまして実際に実態調査を行っていく中で、これと違う作業も含まれているのではないかと御指摘がありまして、この 3 業種以外にも例えば業種を増やせるのか、どうなのかといったことを調査しなさいと御指摘を賜ったところ。それにつきまして新たなカテゴリーとしてたてることのできるような人数がいるのかどうかということと、現在当然最低工賃の定まっている規格を守っていくということと、どちらのほうかとれるだろうということ、そもそも設定の時自体から単一業務と複合業務とあったのですが、新設の時も複合にはなかなか難しいということで現行の規格の単一業務の 3 業種についてのみ最低工賃を設定したという経過です。

○松下(克)委員

そういうことですね。複合業務が単一業務に混じって最低工賃の中に紛れてしまっているのではないかと心配のもとスタートしたのですよね。そうしたら、作らないのはいいのですけれど、どうやってそれを見極めていくのかという話にならないですか。それは指導員が見て、単一業務かどうかを見極めて単一業務でなかったら違う工賃なりその単一業務よりも単価が上ですよという御指導をするという理解でいいですか。

最初は混じていたのですよね。混じていたので、労働者側から不利だということが出たということですよね。

○木村課長補佐

労働者側から。

○松下(克)委員

わかりません。スタート地点が、そう勝手に解釈しているので、聞いた話を総合して。

○木村課長補佐

3業種のカテゴリー分け以外にも、例えば規格がとれるのではないかとということと、そもそもその単一業務の最低工賃をはじき出すために調査を行っているのに、違う業務が含まれていると当然それによって最低工賃の金額が変わってきてしまうので、それはまずいだろうということで、まず切り分けと切り分けたものの中で新たにたてることのできるのであれば、新たにたてていく方向性で考えるという御指示がありまして、これについて単一業務がどれだけあるのか、それ以外について複合業務はどれだけあるのかといったことを改めて令和2年度に行った調査について我々が実地調査をして、単一業務がどれだけあったのか、複合業務がどれだけあったのかというのを切り分けたのがこの表です。

○松下(克)委員

はい、わかりました。

○木村課長補佐

そこで現状としては単一業務を今後14次の中で改正をしていくのかという過程がこの後、課長の方から説明があると思いますが、また御審議いただくということになります。

○松下(克)委員

なるほど、すみません、スタート時点が掛け違えていたみたいで。

○小野木部会長

よろしいですか。

○松下(克)委員

はい。

○小野木部会長

残念ながら、昭和 58 年 10 月 13 日の通達、基賃発第 14 号という条件で家内労働者が 300 人以上いなければ新設できません、逆ですね、新設には 300 人以上必要ですよという規定があって、その規定にそぐわなかったということでした。その他、ありますでしょうか。

○水野部会長代理

気になるところがあるのですが、今の単一業務と複合業務の合計をみますと複合業務のほうが多く、複合業務もかなりあるというように読めます。もちろん、規定の条件から御提案の形になるわけですが、やはり複合業務が多数あることも大切に扱わなければいけないのではないかと感じました。

○小野木部会長

新設の条件に 300 人という数字があるので、単一業務は合わせて 117 ですかね、これは黄色のところは新設ではないので、下の複合業務小計 168 とは新設か制度として存在するかしないかという、そういう理解でいいですか。

○高橋賃金課長

はい、それで大丈夫です。

○小野木部会長

いま、労働者側とこちらから出た意見は、要するに、とはいうものの、作業の実態は 1 年前の議論でも出たと思うのですが、単一業務よりも複合業務が多いから何とかできないかという、そういうことですよね。

○松下(克)委員

そうなんです。カテゴリーを作って守っていくのか、何をやって守っていくのかという、僕らとしてはそういう意見になってしまうんですけど。

○小野木部会長

だから去年の議論も、入り口は確かそうだったのです。結局実態に最低工賃が合っていないのではないかということから、じゃあ実際どうなのだということ労働局さんに去年 1 年間かけて調べていただいたと、こういうことですよね。その結果、ちょっと悩ましいのですが 300 人にはとても達していないので、新設は制度上できないという、この分け方だね、だからそうなる、もっと別の方法で何か労働者を救済する方策があるかどうかということですよ。

○松下(克)委員

と思っていたのですが、先ほどの説明はちょっと違いましたけど、それは単価出すときに混じっているんで、抜かなくていいのという話に対して抜かなくていいという、そういう結果ですよ、今回の言い方は。僕らとしては、守る守らないという話だと思っていたのですが、どうやら違いますと言われたので。

○小野木部会長

労働者の立場は守らなければいけないので。

○松下(克)委員

ですよ。そうしたら、この話はいくらでも言えるのですけど。

○小野木部会長

だけど、このカテゴリーの分け方だと、厚生労働省にかけあってこの制度を変えてもらわないといけないと、それはこの段階では難しいかなと、そうすると、ほかのレベルというかほかの方策で、おそらくこの黄色の枠内での話になると思うのですが、そういう検討を今後するのかと思います。具体的に言えば、工賃を改定する、上げる場合にそういったものをどこまで考慮するかということも含めて、だと思のですが、それを僕が言ってしまっただけでいいかと思うのですが。それは僕と労働者側委員だけで話していると議論にならないので、ぜひ委託者側委員からもお話を伺いたいのですが、つまり、去年かな、新しい業務のカテゴリー分けをするために検討しようではないかということを決めました。その結果がこの表のごとく制度上難しいと、複合業務ですね、となったのですが、そのことに対しての何か御意見、感想があったらぜひお聞きしたいのですけど。

○太箸委員

そうですね、いまおっしゃられたように、前回実態の黄色のところでは読めないというか、実態と乖離しているのではないかと調査をお願いしますということで話が始まったと思います。ふと思ったのは、単一業務と複合業務と分かれてしまっているのですけど、この複合業務に従事されている方も決して最低工賃から外れるということではないですよ。そのあたりどうですか。

例えば、カプラー通しとか、チューブ通しで今の黄色のところ、センチメートル単位でここが合っていれば最低工賃はここは適用ということですよ。

○高橋賃金課長

いま、委員がおっしゃられた業務については、本当に複合になってきますので、あくまで現行、最低工賃が定められているのは単一業務での適用になります。合わせて二つ、あるいはそれ以上の業務が重なりますと、最低工賃の適用はないのですが、あと委託者、家内労働者の中

で単価、そこは双方でお決めいただくということになります。

○小野木部会長

それは、要するに黄色以外の下の複合業務は最低工賃のカテゴリーではないということですか。

○高橋賃金課長

最低工賃の適用はありません。刑罰の適用はないということ、罰則の適用は厳格に上の黄色のカテゴリーのところのみということです。

○松下(克)委員

と思ったので、新しく作って守っていくのだろうと勝手な想像をしたのです。

○小野木部会長

そうですね、だから非常に悩ましいところですけど、そういう気持ちはあっても制度上は無理だということだけど、では実際に黄色よりも下の複合業務のほうが従事している人数は若干 50 人くらい多いわけで、そうするとそういう人たちが最低工賃の適用を受けないとなると、どうなるのか。117 人は最低工賃に保護されますよね、今後新しい工賃を決めれば。168 人の人はそういうものはない、セーフティーネットはないということになりますか。

○高橋賃金課長

法の適用は残念ながらないのですけれども。

○松下(克)委員

もっと言うと、7000 人のうち 100 人しか守られていないということですよ。愛知県で家内労働をする人が 7000 人いて。

○小野木部会長

それはもう業種が。

○松下(克)委員

別の今後のこのチラシがあるということですか。

○高橋賃金課長

ありません。いま現状残っているのは、このカプラー差し、チューブ通し、防水栓通しのこの業務のみです。がん具花火とかその他のものは最低工賃を廃止されております。

○小野木部会長

そうですね、がん具花火は2年前に廃止になりました。やはり従事者が減ったからですね。そういったいろいろな歴史的な経緯はありますけれども、ただこのカテゴリーについては同じ業務形態なので、という一つのワイヤーハーネスというものの中での単一か複合かというところで、片や最低工賃がある、片や今のところないというのがどうかという、それは昨年、一昨年のこの部会での問題意識と一致してそのまま生きているのだと思います。それはここで何か一つの方向性を決めるとするのは、急がなくてもいいというのか、いい方法を時間をかけて考えるべきかと、でも何かしなければいけないと私自身が思いますと言ってはいけないかもしれませんが、あるといいかなと希望します。

○伊勢労働基準部長

よろしいですか。

○小野木部会長

はい。

○伊勢労働基準部長

御意見があったことは本省に確実に伝えますので、何らかをしなければいけないという御意見が強く出たということをお伝えしない限りは、たぶん今の制度上ではなかなか難しいということをお理解いただければと思います。

○小野木部会長

ただ、せっかく労働局さんがこれだけ複合業務を細かく分けて調査されて、何人何人と出されたわけで、これが何らかの形で日の目を見るような制度になればいいかと、私がそこまで言って、そう思いませんかとしか言えない。

松下委員(委託者側委員)いかがですか。御意見を伺いたいと思います。

○松下(幸)委員

そうですね、確かに複合業務がかなり増えています。御存知のように車も昔はエンジンで、ミッションでというか、そういう車から今ハイブリッドだったり電気自動車だったりというように多様化されているので、そういった部分でいけば、今後なお複合業務が増えてくると思うのです。その中でカテゴリーを決めるのは大変難しいかなと思います。

○小野木部会長

単純にたとえば二つだったらいくらとか、三つだったらいくらとかそういうものではない

ですか。

○松下(幸)委員

そうですね、それによってまた違ってきますので。

○小野木部会長

わかりました、では部長さん、今の本省への御連絡をよろしくお願いします。

○伊勢労働基準部長

はい、上申しておきます。

○小野木部会長

今の話はまた今後の、この部会の課題としたいと思います。

そのほか、先ほど説明のあった第 14 次計画について御質問等は、よろしいですか。

(質問なし)

○小野木部会長

では、事務局説明を続けてください。

○高橋賃金課長

それでは、説明させていただきます。

お手元の資料 14 ページ資料No.6 を御覧ください。こちらは厚生労働省から示されました「第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について」と題した通達です。愛知労働局では、先ほど御説明いたしましたとおり、車両電気配線装置製造業にかかるカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの 3 業務に従事する家内労働者を対象として、効力発生日を平成 30 年 3 月 25 日とする車両電気配線装置製造最低工賃を定めていますが、御覧いただいているこの通達に従い実効性確保を図るため令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年を一つの計画対象期間として、実態を把握し最低工賃の改正の実施を目標としています。

16 ページ資料No.6 別添「第 14 次計画最低工賃の新設・改正計画」を御覧ください。黄色で塗りつぶした行が「23 愛知」とあります。こちらの令和 6 年度の箇所を見ていただきますと「車両電気配線装置(改正)」と記載されていることがお分かりになると思います。

17 ページ資料No.7 を御覧ください。こちらは先ほど見ていただきました厚生労働省の通達を踏まえ、愛知労働局として「第 14 次最低工賃新設・改正計画(案)」として 3 か年計画をお示したものです。

まず、この 3 か年の具体的な調査計画及びタイムスケジュールですが、令和 5 年 4 月から

6月にかけて委託者4社、先ほど表で見ていただいたピンク色の委託者4社、家内労働者117名を対象に令和5年3月支払分の工賃の実態調査を再度行い、家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認、そして令和2年度との最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握を行ってまいります。そして、次回令和6年2月頃に第22回家内労働部会を開催し、令和5年度の実態調査の結果報告を行い、最低工賃改正の部会決議、令和6年11月に愛知労働局長から地方労働審議会会長に対し諮問、最低工賃専門部会の設置、令和7年3月に最低工賃発効ができますよう努めてまいります。説明は以上です。

○小野木部会長

ただ今の事務局の説明について御質問があればお願いします。

(質問なし)

○小野木部会長

私からいいですか。資料No.7、17ページの真ん中あたりですが、実態調査を令和5年3月支払い分最低工賃の調査をするのは単一業務だけですか。

○高橋賃金課長

のみです。

○小野木部会長

先ほどから話している複合業務をしている人の扱いはどうなるのでしょうか。

○高橋賃金課長

(案)では調査対象とはしておりません。

○小野木部会長

これまでの13次以前の計画でもやはり同じですか。

○高橋賃金課長

同じです。

○小野木部会長

やはり難しいですかね。単一業務と複合業務の両方を調査するというのは、難しいですか。

○伊勢労働基準部長

そこはわからないので、検討させていただけないですか。できるかできないかはちょっと今の段階ではわからないので。

○小野木部会長

いま、その話をしていたので。

松下委員、だいぶ違いますか、単一業務と複合業務で金額は。

○松下(幸)委員

そうですね、違いますね。

○小野木部会長

調べる価値は、調査するとしたら、積極的に応じていただけそうですか。

○松下(幸)委員

その調査でということですか。

○小野木部会長

もし仮に複合業務をする人も調べるのであれば応じていただけそうですか。

○松下(幸)委員

それは大丈夫です。

○小野木部会長

そのエネルギーは、それにかかる労力は、単一業務と複合業務を合わせた場合と相当違いますか。

○伊勢労働基準部長

その辺も含めてですね、検討しないとわからないので、調査表の作りにもどういう風にするのかとか、いろいろな課題がありますので、この場ですぐ答えが出せそうもないので、検討させていただければと思います。

○松下(克)委員

それを OK してしまうと他のも広がってしまうと思うので、なかなかうんとは立場的には言えないと思っています。

○小野木部会長

この場合はこの業種、自動車ハーネスだけ、ほかの業種はそもそも対象から最低工賃を外れたりしているので。

○松下(克)委員

そうすると、疑問があるのですけれども、何のための部会だとなってしまうのですけど。

○小野木部会長

いやいや、それを言い始めたら。

○松下(克)委員

そうなりますよね。仕事の的にはそれで問題ないと思います。

○小野木部会長

せめてこの最低工賃制度のある業種だけでも最低工賃を設定できればいいなと思います。

○松下(克)委員

もちろんそう思います。

○小野木部会長

自動車ハーネス以外に広げてしまうと、いや広げられないと思います。この部会でほかの業種は廃止することを決めているので、それは困難だと思います。

私が質問したせいで、このまま改正計画はどうしましょうか。扱いはこの原文どおり可決することは難しくなってしまったかな。

○伊勢労働基準部長

御意見をいただいた上でこの場で御了承いただけないのであれば、持ち回りとかまた別の形で行うこともできます。基本方針としてこの形でしていただいてあとは部会長一任であるとか、やり方はいろいろあると思いますので、そこは皆さまのほうで御検討いただいたのを踏まえて事務局としては処理できればと思います。

○小野木部会長

そうすると議事の進め方は、第14次の新設・改正計画の議事はどのように進めればいいのか。

○伊勢労働基準部長

いったん休憩でよろしいですか。

○小野木部会長

そうですね、相談させてください。では、短い時間ですが少しだけ休憩でよろしいですか。

(休憩)

○小野木部会長

お待たせしました、それでは再開します。

いま事務局と話をしました。それでこの改正計画については、一字一句このままでいきます。ただし、先ほど話に出た複合業務等の扱いについては、全力で精査していただいて、私に御報告をいただくということで、今日のところはこの改正(案)を審議していただきたいと思っています。それでいいですね。

(承認)

○小野木部会長

それでは、議題(3)に係る「令和4年度家内労働対策の基本方針(案)」資料No.7、17ページですね、及び議題(4)に係る「第14次最低賃金新設・改正計画(案)」この二つについて、一括して御承認いただけるでしょうか。

(承認)

○小野木部会長

ありがとうございます。それでは異議がないようですので、原案どおりといたします。

次に議題(5)その他ですが、何か議事がありますでしょうか。労働者側、委託者側何かありますか。

(特になし)

○小野木部会長

それでは事務局から何か連絡等がありますでしょうか。

○服部主任賃金指導官

はい、来年度の家内労働部会につきましては、現段階では令和6年2月頃の開催を予定しています。日程調整等の御連絡をさせていただくこととなりますので、よろしくお願ひいた

します。

○小野木部会長

ちょっと間があくわけですね。1年4か月ぐらい後。

○服部主任賃金指導官

はい、令和6年です。

○小野木部会長

そうですか、先ほど申し上げた件についてもまた御返答をいただきたいと思います。

それでは、事務局どうぞ。

○伊勢労働基準部長

着座にてすみません。

第21回家内労働部会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、限られた時間におきまして、委託を行う各業界の現状や委託者の状況、さらに家内労働者の方の置かれている状況などを総合的に御審議いただき、また各委員の方々より大変貴重な忌憚のない御意見を賜りましたこと、誠にありがとうございました。心から感謝いたします。

私ども労働局といたしましては、本日いただきました貴重な御意見等、本省にあげるのも含めですね、いろいろ検討事項いただきましたので、それを踏まえ家内労働行政を進めてまいりたいと思っています。

本日は、誠にありがとうございました。

○小野木部会長

それでは、以上をもって第21回家内労働部会は終了とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。